

ライオンズクラブ国際協会 331 複合地区
コンプライアンス規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、ライオンズ基本理念に基づきコンプライアンスの取り組みに関する基本的事項を定め、これを適切に運用することで、より健全な組織体制を構築し、社会的信用の向上を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 1 この規程において「コンプライアンス」とは、組織の運営や事業活動に関し、法令の目的である社会的要請、社会通念及び社会倫理等を尊重して行動することをいう。
- 2 この規程において「法令等」とは、法律及びこれに基づく命令（告示、通知を含む）、条例、定款、各種規程、自主規制並びにこれらに関連する通知等明確に文章化された社会的基準をいう。

第2章 コンプライアンス推進体制

(体制)

- 第3条 1 コンプライアンス推進の最高責任者は、地区ガバナーとする。
- 2 コンプライアンスに係わる運用を適切に行うために、コンプライアンス活動の窓口として、各準地区において最高責任者の下にコンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 3 委員会は、委員長及び複数名の委員で構成するものとし、その他委員長が必要とする特別委員を加えることができる。
- 4 複合地区においても、任意に委員会を設置できるものとし、その場合の最高責任者は協議会議長とする。

(コンプライアンス委員会)

- 第4条 委員会として、次のことを行う。
- (1) コンプライアンスに係わる重要事項の調査、企画、立案
 - (2) コンプライアンスに関する規程の制定及び改廃についての審議
 - (3) コンプライアンスに関する内部監査の計画、実施、評価、改善に関する審議
 - (4) コンプライアンス教育の計画、管理、実施、見直しに関する審議
 - (5) コンプライアンス通報（相談を含む。以下同じ）窓口業務
 - (6) その他、コンプライアンスの取り組みにおいて必要と認められた事項の審議

第3章 コンプライアンスへの取り組み

(役員及び構成員の義務)

- 第5条 1 役員及び構成員は、この規程の目的を踏まえ法令等を遵守する。また、ライオンズ必携に掲載されているライオンズ道徳綱領や禁忌事項及び必携掲載事項を遵守する。
- 2 役員及び構成員は、自らの職務を務めるにあたり、以下に掲げる行為を行ってはならない。
- (1) コンプライアンス及び法令等に違反する行為
 - (2) 役員及び構成員に対する法令等に違反する行為の指示、命令、教唆又は強要や許可、承認又は黙認
 - (3) 役員及び構成員若しくはその他の者から依頼、請負又は強要により法令等に違反する行為を行うことへの承諾
 - (4) 反社会的勢力との関係及び取引行為
 - (5) 人種差別、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠、出産、育児休業、介護休業等に関するハラスメント行為
 - (6) 国内外の官民を問わず汚職や賄賂等の禁止
 - (7) 不当な取引制限（カルテル・入札談合等）の禁止
 - (8) ライオンズで知りえる会員名簿並びにライオンズの機密情報を第三者に漏洩する行為

(内部通報)

- 第6条 1 コンプライアンス違反行為又はその疑いがあるという情報に接した役員及び構成員は、速やかにその旨をコンプライアンス通報窓口へ通報（以下「コンプライアンス通報」という。）するものとする。
- 2 コンプライアンス通報を受けた窓口担当者は、委員会を招集し、通報を受けた内容についてコンプライアンス違反行為の事実関係を速やかに調査し、最高責任者（協議会議長ないし地区ガバナー。以下同じ。）に報告する。
- 3 前項の報告を受けた最高責任者は、委員会で対処しうる解決策については、委員会で対応すべく必要な指導・助言を実施し、委員会で対処することが不相当な場合は、第8条に規定する懲戒委員会を設置する。
- 4 委員会は、調査内容に応じて専門の調査チームを設置することができる。
- 5 複合地区ないし各準地区（役員及び構成員を含む）は、通報者に対し、コンプライアンス通報を理由として、いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。
- 6 複合地区ないし各準地区（役員及び構成員を含む）は、コンプライアンス通報を理由として、通報者の環境が悪化することのないように適切な措置を執らなければならない。なお、通報者等に対しての不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、それを行った者に対する処分を課すことができる。

- 7 コンプライアンス通報の内容及び調査で得られた個人情報を含むその他の情報について、委員会等は、正当な理由なく第三者に開示してはならない。

(教育・研修)

- 第7条 1 複合地区及び各準地区は、次に掲げる目的のため必要に応じて教育・研修を実施する。
- (1) コンプライアンスへの関心を高めること
 - (2) コンプライアンスについての正しい知識を付与すること
- 2 教育・研修会の受講を命じられた役員及び構成員は、正当な理由がない限り拒否することができない。

第4章 コンプライアンス違反の対応

(懲戒処分)

- 第8条 1 委員会による調査、協議の結果、コンプライアンス違反行為に対する処分が必要な場合、または、法律上の刑事罰・行政罰等による処分が課せられた場合には、最高責任者は、当該行為に関与した者に対する懲戒処分を審議するため懲戒委員会を設置する。
- 2 懲戒委員会は、最高責任者を委員長とし、委員等の構成員は最高責任者が選任する。
- 3 懲戒委員会は、コンプライアンス違反行為に対する第10条の懲戒処分を決定し、その内容につき、複合地区においてはガバナー協議会、準地区においては当該地区のキャビネット会議において報告する。
- 4 クラブ役員及び構成員に対する注意、謝罪については、地区ガバナーから当該クラブに伝達し、処分の実施を依頼する。
- 5 クラブ役員及び構成員に対する退会勧告は、地区ガバナーから当該クラブの判断で退会処分を検討することを勧告する。
- 6 複合地区役員及び準地区役員の役職解任処分は、ガバナー協議会ないし当該地区のキャビネット会議において処分決議案を上程する。
- 7 コンプライアンス違反行為が未遂によるものであったとしても、明らかな意思に基づいて行われる恐れがあったと認められた場合には、程度に応じて適正な処分を課す。
- 8 コンプライアンス違反行為を自主的に申告した者に対しては、処分を減免することがある。

(免責の制限)

- 第9条 役員及び構成員が次に掲げることを理由に自らが行ったコンプライアンス違反行為の責任を免れることはできない。
- (1) 法令等について正しい知識がなかったこと
 - (2) 法令等に違反しようとする意思がなかったこと
 - (3) ライオンズの利益を図る目的で行ったこと

(懲戒の種類)

- 第10条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 注意：文書によって嚴重注意をし、将来を戒める
- (2) 謝罪：謝罪、反省文の提出、将来を戒める
- (3) 退会勧告：所属クラブの判断で退会処分を検討することを勧告する。
- (4) 役職の解任：複合地区はガバナー協議会、準地区はキャビネット会議において解任決議案を上程する。

(異議申立)

- 第 11 条 1 懲戒処分に不服のある者は、協議会議長に異議申立をすることができる。
- 2 前項の申立があった場合、協議会議長は、審査委員会を設置して審議する。審査委員会は、協議会議長を委員長とし、委員等の構成員は協議会議長が選任する。

(是正措置)

- 第 12 条 1 コンプライアンス違反行為が行われたことが明らかになった場合には、委員会ないし懲戒委員会が当事者への指導・助言を行うと共に必要に応じて、複合地区はガバナー協議会、準地区はキャビネット会議への勧告を行って速やかな是正行為を講じなければならない。
- 2 コンプライアンス違反行為を行った者が協議会議長、地区ガバナーであった場合、委員会は複合地区はガバナー協議会、準地区はキャビネット会議にその事実を報告し、速やかに是正行為が講じられるように然るべき対応を促すことができる。
- 3 是正措置が講じられた後、協議会議長ないし地区ガバナーは、委員会の取りまとめた再発防止策を、全ての役員及び構成員に対し指導・助言を行わなければならない。

第 5 章 雑 則

(規程の改廃)

- 第 13 条 この規程の改廃は、ガバナー協議会の決議による。

附則 この規程は、2026 年 7 月 1 日より施行する